

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十二第

行發日一月二十年五十正大

論叢

足利時代の通商貿易

家屋税の本質

表定運賃論

時論

英國勞働黨の農政方針

說苑

マックス・ウェーバーの政策論の根本概念

露西亞に於ける農政改革とその效果

雜錄

領主擁護の農民騷動

民文に就きて

美濃名森村の地割制度

サミュエル・ベイリー

最近の露國組合運動

法令

健康保險法施行令・外國人土地法施行令

附錄

本誌第二十三卷總目錄

(禁轉載)

教授 文學博士

教授 法學博士

教授 經濟學博士

教授 法學博士

講師 經濟學士

講師 經濟學士

教授 經濟學士

教授 法學博士

教授 經濟學博士

講師 經濟學士

和歌山高等商業教授 經濟學士

三浦周行

神戶正雄

小島昌太郎

河田嗣郎

藤田敬三

吉川秀造

黑正巖

財部靜治

本庄榮治郎

森耕二郎

岩城忠一

經濟論叢

第二十三卷

第六號

(通卷第百零拾八號)

大正十五年十二月發行

論

叢

足利時代の通商貿易

三浦周行

一

足利時代は通例歴史上の暗黒時代といはるゝ時代であり乍ら、見様に依つては、國家統制の解體につれて、因襲や傳統が其威力を失ひ、國民は何れも赤裸々なる天稟の實力を以て自家運命の開拓に當つたのであるから、此時代位、社會の各方面に活氣に充ちた國民運動の跡の鮮かに看取される時代はない。交通の障害、通貨の不統一等の悪材料が多かつた上に、前代には將軍直轄の武士たる御家人保護の爲めに幕府の自發的に行つた徳政が、此時代には、土民の暴動に依つて強

要さるゝ等信用缺乏の甚だしかつた時代にも拘らず、通商貿易が前古無比な盛況を呈したのは亦國民努力の一つの現れに外ならぬ。

此時代は初から社會の秩序が亂れ勝であつて、争亂相次いだが、別けても應仁文明の内亂以後は國と國との競争が激烈となつて、隣國も敵である場合が多く、さなくも、何時其侵入を受けぬとも限らなかつたから、常にこれに備へる必要が痛感された。交通上から他國人との通信や、其出入往來を嚴重に取締つたのはこれが爲めであつて、其結果、水陸共に要所々々には多數の關所が設けられ、人馬の出入を誰何することが從來より一層厳しくなつた。さり乍ら斯様な環境に立つ諸國の守護大名は又敵の包圍襲撃を受けた場合に善處すべき經濟政策を取るの必要を切實に感じた。其結果、申合せた如くに自給自足の政策に一致したのである。彼等の領内には海のないものもあらう。若しも一朝敵の攻圍を受けたとしたならば、如何にして國民生活に必須な鹽を得ることが出來やう。敵が上杉謙信の如き愛敵觀念に富んだものであつたならば格別であるけれども、多くの場合それを期待するはむづかしからう。然らば平時に於て物資の潤澤を圖つて、豫め不慮に備へなければならぬ。それには商業政策に依つて領内の商業を盛んにし、自國に有餘つたところの物産を他國に賣り出して、これに代ふるに自國にない物資を輸入し、貯藏して置くことを心懸けねばならぬ。主として國防策から他國人の入國を取締らうとした此時代の守護大名も、期せ

すして一種のデレンマに陥つた。是に於て彼等は城下町の都市經營に於て商工業者の營業區域に主要部分を與へ、そこに自國他國の商工業者の集中を圖つた。彼等は自國商人の國外活躍を奨勵すると共に、他國の商人の入國を大に歡迎して、其安心して營業の出来るやう、各種の便宜を與へた。彼等はこれが爲めに他國人入國の取締に除外例を設けて、他國の商人の出入往來を容易にし、且つこれを保護したのである。伊達氏の御成敗式目たる塵芥集に、

他國のあき人、(修業者) 去ゆきやうしやころさるゝ事あらへ、罪科_二いたつてハ、其村里に相どまるへ

き也、たゝしかの郷内の者、一人なり共、くたんのさかにんを申いて候ハ、その村中のあん(安堵)と有へき也、

どの一條がある。これに據れば、他國の商人の宿泊中に殺害された場合には、其一郷のものは皆連帶責任を負はされるが、郷内の住民一人たりとも、其犯人を告發したものがあつたならば、一郷の住民は全部連帶責任から免かれるといふのである。他國の商人の爲めに、斯様な重き制裁を賭けて迄も、其生命の安全を保障して居つたのは、即ち此時代の守護大名の商業政策の一つの表現に外ならぬ。獨り商人の生命ばかりでなく、其商品に對しても亦關税を徵せず、市場に於ては其營業税をも免除する等、百方便宜を與へて其政策の遂行を圓滑にしやうと力めた。只此商業政策も畢竟軍事上の必要より出發して居るのであるから、軍需品の國外輸出に向つて迄、彼等が無

關心であり得たことはもとより望まれぬ。米とか馬とか竹木とかの輸出が常に制限を受け、時としては荷留といつて差押へられ、又米止と稱する防殺令の發布されたのも餘儀なき事情と謂つてよからう。時代は稍下るけれども、長曾我部元親百箇條に、

國中馬、他國へ出賣買一切停止、若差押而出候者、其馬可召上、其上堺目番堅可相留事、

とあるのは、即ち軍需品中で重要な地位を占むべき馬の國外輸出を絶対に禁止したものであつて、これが爲めに國境に於ける關所の取締を嚴重にすべきことを規定して居るのは、此時代の守護大名の軍需品に對する方針と其取締に關所を必要とした事情とを示すものである。

斯る特殊の事情の下に於て、全國の港灣は直接間接に如何なる影響を蒙つたかといふに、大體に於て、軍事上の必要からも、商業の爲めからも、海運を利用する機會が多くなつて、前代以上に、所謂海賊流の水軍が發達し、大船も造られ、各其領内に於て川にもせよ、海にもせよ、港灣を所有せないものも、これを得やうとした。海のなき甲斐の武田氏が、相摸の北條氏や駿河の今川氏との間に領土の爭奪の絶えなかつたのは、一つは其埠頭を得やうとした爲めとも見られる。而かも其武田氏に海賊流の軍法があつて、徳川幕府に迄採用されて居たところを見ると、武田氏の用意の周到であつたことが窺はれやう。

此時代の領主が自國の商人に海運を利用して他國に出稼を奨励したことは長曾我部元親百箇條

に、

一諸廻船之事、隨分賣買仕、當國住居之覺悟肝要之事、

といふ一條を設けて居るのでも知れる。彼等は領内の商人が海運を利用して盛んに國外に出で、商業を營むことを獎勵せんとしたのである。又彼等が他國の廻船に對しても保護を加へんとしたのは、大内家壁書に

一對諸國廻船、不可有無理非法之儀事、

この條文を設けて居るので知れる。而かも守護大名の眼中には自給自足の政策以外に何物もなかつたのであるから、自國の商人に向つて元親百箇條に見わた通り、追ては自國に歸住すべきことを命じて居たのである。即ち他國に於て贏ち得た富はこれを自國に齎らし歸つて散せしめ、それに依つて自國を潤はさうとしたものである。盛んに他國に出で、商業を營み乍ら、其郷里の住宅を捨てない近江商人は最もよく此時代の商人の面影を傳へて居るものと謂へやう。

二

海運が發達すれば、勢ひ港灣も亦殷賑を來たさるを得ない。それについて見通すことの出來ぬ事實は、當時の我商業が決して國內丈に局限されないで、遠く海外に迄も發展するに至つた一

事である。即ち從來我外國人の貿易家といへば、支那人と朝鮮人にと止まつたものが、新たに南蠻と稱する歐洲人をも加へて商線が南洋に迄も擴張せられ、從來は是等の外國貿易が太宰府とか敦賀とかいふ如き一定の港灣に限つて行はれ、而かもそれには種々の制限が加へられて、彼我商人の間に自由に貿易を營むことの困難であつた足利時代に於ても、義滿が對明外交を開始して以來、將軍の外交の名に依つて行はるゝ貿易は亦殆ど國民と没交渉な一種の官貿易であつたから斯様な制限を免れなかつたけれども、將軍の威令が行はれなくなつて、諸國の守護大名が半獨立の状態になつて來ると共に、其商業政策を外國に迄も延長して、是等の外國船の渡航を歓迎し、外國貿易を奨励したから、別して九州地方に於ては、從來無名の港灣で、外國貿易の爲めに其良港灣なる事が認められて、頓に其聲名を揚げ、般販を來たしたものが少からぬ。故に今それらの經過を概括的に述べて見やう。但是等の事實は、記録が乏しい爲めに、多く傳はつて居ないから、其委曲を悉くすることは容易でない。それは過去に於ける記録が中央に偏して居つて、地方のそれが著しく疎であるからである。若狭小濱津に應永年間南蠻船の入港した記事の割合に詳しく傳はつて居るのは、偶小濱の所在地たる今富名の名主の世代に書いた記録が残つて居つて、其或世代の中の出來事として記されたからである。それも單に地方の、一出來事たるに止まつたならば、或は其儘堙滅に歸したかも知れぬけれども、そこに入港した南蠻船が方物を齎らしたこと、小濱

が皇室御領であつて其鐵船の關稅を皇室に上納したこと、で京都との間に交渉があつた爲めに、偶然記録に留められたものである。而かも此南蠻船の貿易の如きも、僅に前後二回の記事を殘す丈であつて、爾後は全く其跡を絶つて仕舞つたのは、果して其事實がこれに止まつたものであらうか、將た其後も行はれたものであらうか、遺憾乍ら其邊の事實を明らかにすることが出來ぬ。

義滿の通交の目的を以て始めて明に使を送つたのは、應永八年であつて、其船の出でた港についての記事は見えぬが、兵庫であつたと思はれる。同じ年にも義滿は朝鮮の船が兵庫に入港したのを見物の爲めに熊京都から同地に赴いて居る。應永九年八月に、義滿の遣明使の船が明使の船と共に歸朝した。其前月に九州探題から去年の遣明使が明から筑紫に歸着したとの報告があつたのを見ると、一旦赤馬關に入港したものと見える。義滿は明船を観る爲めに其女の喝食を同伴して熊兵庫に赴いて居るから、彼我の船は共に瀬戸内海に入つて、到る處の港灣に碇泊し乍ら兵庫に入港したものと見える。これから後は幕府の船も明の船も、皆兵庫からすることになつて、明船の入港した場合には、義滿は自身の外裏松重光の如き親近なる公卿をも伴つて見物の爲めに熊京都から下向して居る。義滿の薨去した翌年即ち應永十六年其追弔の爲めに明使が來た時にも、義持が重松重道等を伴つて兵庫に遊んだことがあるが、義持の時には外交方針を改めて明と絶つ

た。其後二十餘年を経て、永享四年に、將軍義教が義滿の時の如く對明外交を復舊してからも、又我遣明使及び明使は共に兵庫からしたこと、義滿の時と變りがなかつた。義教は又義滿の如く兵庫に赴いて遣明船を見たこともある。故に兵庫は此官貿易に取つての唯一の貿易港であつた。兵庫の所在地なる兵庫莊は、義滿の時からかどうかは未だ詳らかでないが、將軍の御料所即ち直轄地となつて居つた。後に義政の元服に當つて源氏の氏神たる石清水八幡宮への寄進地として、兵庫莊の御料所の内を寄せたことが、齋藤基恒日記(寶徳元年四月二十六日條)及び康富記(寶徳元年四月二十九日條)に見わるのはこれを立證するものであつて、義滿以下の將軍が兵庫を以て對明貿易の埠頭に充てたのは決して偶然でないことも判らう。兵庫には此事實上の貿易に依つて輸入された莫大の貨物を置く倉庫を必要とした。實際兵庫に將軍直轄の藏のあつた事は滿濟准后日記(永享六年六月九日條)に見える。そこには單に倉庫ばかりでなく、幕府の爲めにそれらの事務を視るべき事務所がなくてはならぬ筈である。義教の時には遣明船に要する食糧及び將軍の兵庫に往復する旅費は京都の土倉營業者組合(今の質屋銀行に類するもの)の出資であつて、それらは遣明船の收益から辨償さるべきであつたから、彼等の安心を求める爲めに、共同して其代官即ち代表者を兵庫に置かせることゝなつて居たらしい。これ亦其事務所の一つと看做すことが出來やう。(滿濟准后日記)

此時代に於ては一般時代相として割據的排他的獨占的の風が商工業の上にも強く現はれて居つた。專賣專業の座が益發達を加へたのもこれが爲めである。問屋の運送販賣の特權は此時代に入つて一層確保され、一朝他の侵害を受けた場合に、守護大名は手強くこれを排除することを命じたものである。併しこれは管に守護大名の保護に依つたといふよりも、寧ろ彼等獨占業者の團結の自衛手段に依ることが多かつた。此時代の敦賀津の水運業の如きは其一適例と看做すことが出來やう。當時敦賀には水運の獨占權を與へられた船道と稱するものに、川船座と河野屋座といふ二つの座があつた。後者については詳らかでないが、前者は若狹丹後に迄も鹽^{アヒ}四十物を販賣することを許され、此時代に既に鹽頭しつゝあつた近江商人を始め、他國の商人の敦賀津に入つて是等の商品を買取るとは朝倉氏からこれを禁じて居る。而して若しも此兩座以外のものが入込んで、禁を犯して商賣を營むものがあつた場合には、直にこれを告發させ、貨物はこれを差押へて指揮を仰がせることとした。(天文三年朝倉氏の被官藤波吉長書狀)又北國西國に積み出だすべき貨物は先づ此津の船道に積み込んだ後に於て何方の舟にも積込ませることになつた。(天正十三年蜂屋頼隆船道中に與へた埴)然るに天正六年干飯浦の商人が敦賀津の貨物を其船に積み込んだのを發見して、兩

座としてこれを差押へた時、干飯浦の商人から兩座衆中に宛てた詫狀を提出して居る。それに據ると、彼等は兩座の差押の合法的であることを承認し、將來は少しも貨物を積み込まぬことを誓ひ、若し積込んだ場合には、舟と共に沒收されても一言の不服を言はないと約して居る。斯様に違犯者に對しては、座衆の告發を待つて、領主が處分すべき筈であつたけれども、事實は座自身が自衛上警戒もし檢舉もし處分もしたことは、此實例を以て推測することが出来る。而して斯る事實の反面には、此時代に於ける商業に座の團結の頗る鞏固であつたことが窺はれる。實に當時の座は、座法の下に、座衆の結束を維持すると共に、少しでも他の侵害を受けた場合には、時節柄殺伐なる報復を加へることを辭せなかつたのである。此時代に起つた都市の町々が、紺屋町、釜座町、箔屋町杯一定の商工業の種類に依つて其營業區劃を設けられて居たのは、もとより前代に由來はして居たものゝ、此時代の座がこれを助長させたものであることは更に疑を容れぬ。

これはそれ〴〵の座についてあるが、港灣所在地の都市全體としても、主として自衛上から、市民の間の自治體が發達して、其牛耳を取つて居たものは矢張市民中の富豪であつた。地方の港灣は大抵莊園の埠頭として發達したものであるから、其場合は莊官出身の預所であるとか、北國の港灣杯では刀禰といふやうなものがそれであつた。堺の如きは此期に三十六人の會合衆な

るものがあつて、市民の代表機關となり、會議を催して市の諸問題解決の任に當つて居つたが、これを一に南北の會合三十六人の莊官ともいつて居つた(續應仁後記)。所謂南北とは堺南莊と北莊との事であるが、それに據れば、彼等はもと堺の莊官の出身であつたらしい。併し彼等の中には市民中の有力者であるところの間屋業者の多かつたことは、堺の港灣としての著しい發達から推して間違なからう。織田信長の時に、堺に納屋年貢を課したことがあるが、十人衆は其先例のなきことを理由として、免稅を願出で、居る。所謂納屋とは即ち倉庫を有する間屋の事であるから、是時の市民の代表者たる十人衆は納屋衆即ち間屋業者であつたらうと思はれる。

斯様に排他的の一面には、又守護大名の經濟政策から其領内の港灣を解放して、他國の商業家乃至外國の貿易商迄も歡迎するところがあつた。其結果、戰爭の絶間なき間にあつても、商人はさながら局外中立の如く、自他諸國の交通往來が頗る自由であつたから、一般の都市はもとより、港灣の所在地には、他國の商人が店舗を構へて根據を据え、又は移住し來つたものが何處にも多かつた。小田原が東國の一中心を形作れば、そこには近國他國の人民が家を移し、津々浦々の町人職人が、西國北國から群り來るといふ状態である(小田原記)。全國到る處皆此類であつた。彼等の中には其郷國を屋號とし、又町名に迄も取つたものゝあること、幾多の實例を以て立證するこゝどが出来る。

斯様に諸國の領主は一方に於て領内の商人に座の獨占を認めて置き乍ら、他方には或る市場を限つて樂市樂座なる除外例を設けて、そこには座の成立を許さず、諸座諸役諸公事等即ち一切の課税を免除して、他國他所の商人でそこに居住するものは、土着の住民と同一の待遇を與へ、部下の武士と雖ども其自由を妨ぐることを許さなかつた。信長は夙に商業の發達に着目し、永祿十一年京都に入つて間もなく、錢貨の兩替に關する規定を發布して不完全乍ら通貨の統一を保つに努め、堺及び大津草津の三大商業地を其直轄に歸せしめたが、安土の經營に當つても、其山下町と稱する城下町を樂座樂市の自由市場とした。而して樂市樂座は港灣の場合にはこれを樂津といはれた。伊勢桑名の津の如きは其一つである。

四

此時代の特別現象として見るべきは、各地の主なる港灣に大抵外國人の來泊したことであつて、従つて我國の港灣で此時代、海外に其名を馳せたものも少くない。明の閩書の烏夷志に「攝摩伊勢若佐博多其民相矜以賈積貫、或百萬、和泉一州鼎食、擊鐘謠、俗有中國之風也」と見えるが、此攝摩は攝津の誤であつて、兵庫を指したものであらう。又伊勢は洞津即ち阿濃津、今の津であつて、若佐は若狹の小濱を指したものであらう。明の武備志の日本考の津要に、「國有三

津、皆商船所聚、通海之江也、西海道有坊津、陸原州所屬花旭塔津、筑前州所屬洞津、伊勢州所屬三津惟坊津爲

總路、客船往返必由、花旭塔津爲中津、地方廣濶、人煙湊集、中國海商無不聚此地、有松林

方長十里、名二十里、有三百里一松土名法哥煞機乃麻先也、有一街、名大唐街、唐人留彼、相傳今盡爲倭

也、洞津爲末津、地方又遠、與山城相近、貨物或備或缺、惟中津無不有、と見えて居る。即

ち支那から我國への船舶の往來は必ず坊津に寄港したから、坊津は總路である。次に博多は中津

であつて、支那の貿易商は必ずこゝに集まつたのであつて、そこに近き箱崎には大唐街なる支那

人の居留地があつた。而して阿濃津は末津である。是等の所謂三津の中には博多が最も殷賑であ

つた。阿濃津は地方も偏僻であるから、貨物の如きも或は揃はぬものもあつたが、博多へ行けば

一つとして備はらぬはなかつたこの事である。博多の市民は獨り支那貿易ばかりでなく、朝鮮貿

易にも活躍したのであつて、海東諸國記にも「州有博多、或稱霸家臺、或稱石城府、或稱冷泉

津、或稱宮崎津、居民萬餘戶、略○中居人業行商、琉球南蠻商船所集之地、北有白沙三十里、

松樹成林、日本皆海松、唯此有陸松、日本人多畫以爲奇勝、往來我國者、於九州中博多

最多、といつて居る。所謂大唐街なる支那人の居留地が箱崎にあつたといふことは我記録遺跡共

に詳らかでないが、大唐街の名は町名はもとより明人の我國で唐人町と稱したのを譯したもの

思はれる。太宰管内志には或人の説を引いて「今の福岡城の唐人町と云は此大唐街の人をうつさ

れたるなるべし」といつて居るが、或はさうかも知れぬ。唐人町と稱する町名が、諸國の港灣の所在所在地に残つて居つて、それが北國の港に迄も及んで居るのは、多くは外國人を歓迎した此期の名残であらう。

更に歐洲の商人に至つても各地の港灣に來船するものが多かつたが、守護大名はこれを其領内に誘き寄せやうと望む爲めに、勢ひ諸國の間に競争が盛んに行はれ、甚だしきに至ると、一國の内にあつてすら、激烈なる争奪があつた。例へば肥前平戸の領主松浦隆信は其領内の平戸港に葡萄牙人の入港を望んだが、内心は是等の商人と共に來朝布教する基督教の宣教師を喜ばなかつた。豊後の大友宗麟はこれに反して、自身耶穌教に歸依して宣教師を保護し、百方布教の便宜を與へたから、平戸に居留して居たものさへ豊後に移つて來た。斯く見て隆信は、印度の葡萄牙の總督に書を送つて、宣教師の來朝を求め、彼等の平戸居住と教徒の自費で天主堂を平戸港に建つることを許した。然るに同國大村の領主大村純忠は其領内の横瀬浦に貿易港を開いて、天主堂の建立は勿論、横瀬浦及び其周圍二里四方を葡萄牙人に解放して諸税を免除し、宣教師の同意せぬ異教徒は、一人も港内に居住することを許さぬやうにすること、葡萄牙人の港内居留者及びこれと貿易を營む我商人に對しても向ふ十箇年間課役を免除すること杯の、一層有利な條件を附して、葡萄牙人の來船を求めたから、葡萄牙人はもとより、諸國の商人も多く横瀬浦に移つて

來て、平戸港はこれが爲めに衰微を來たすに至つた。其後横瀬浦が兵燹に罹つてからは葡萄牙人は大村領の福田浦に入港することゝなつた。併しこゝは餘り良い港灣でもなく、風波を防ぎ兼ねたから、元龜元年始めて鎖國時代の唯一の貿易港となつた長崎港に移つた。そこも亦同じく大村の領内の一港灣である。横瀬といひ、福田といひ、又長崎といひ、何れも沿海無名の一漁村に過ぎなかつたものが、歐洲人の來朝以來、頓に貿易港として港灣史上に其名を揚ぐるることゝなつた。而かも其動機は各地の領主が外國商人を其領内に誘引する爲めに、競うて其港灣を開放し、殆ど外國の領土と異らざる迄のあらゆる便宜と特權とを彼等及び彼等と提携した宣教師に與へたに依るものである。

五

豊臣秀吉も亦海外貿易獎勵の方針を取つて居つた。彼れは一方外國商人の來朝を歓迎すると共に、他方では我大名や富豪等の海外貿易家の爲めに一種の免狀を與へて其渡航を獎勵した。それが江戸時代の初期に於ける朱印船の嚆矢である。然るに當時外國貿易の前には一大難關があつた。それは言ふ迄もなく海賊の跋扈である。我國のそれには、支那で倭寇の名を附して居たが、支那自身も海賊國といはれて居た程であつて(日本西教史)、海上の危険は何れに行くも免れ難かつた

室町時代には將軍の名に於てする遣明船に對してすらも、海賊の襲撃を蒙る恐れがあつたから、其出帆歸航の際には警衛の議が凝らされる例であつて、これを唐船警固といひ、幕府が頗る重要視して居たものである。これ外交及び貿易に依つて得られた莫大の收益が中途海賊の掠奪に遭ふことを恐れたからの事であつて、當然の警戒であつた。幕府は是等の船舶の海路に近く封土を有する少貳氏、宗氏等に向つて唐船警固の命を下したが、永享六年我遣明船の歸朝せんとした時には、上松浦・下松浦・肥田 伯馬千葉・大内・島津・伊集院・菊池の七氏に向つてこれを命じて居る。是等は皆其領土の近海が、遣明船の航路に當つて居たからである。初め義滿が明と外交を開いた時には其牒狀に「海内無虞」といつて居る。明が自國に取つての不利益を忍んで迄もこれに同意を與へたのは、我れに向つて所謂倭寇の取締を望んだからである。應永十一年明の成宗の贈つた書にも、日本國王源道義(義滿)が能く朝命を遵奉して、壹岐對馬諸島の人を禁止し、海濱の害をさせぬ用意の程を嘉賞して居るが、實際應永九年には、義滿が、鎮西邊の海賊船の明におし渡つて掠奪するものは勿論、其嫌疑のあるものでも、速に兵を遣して討伐するやう、島津氏に命令を發して居るところを見ると、彼れが明との國交に害ある我海賊の討伐取締に着手したのは事實であつた(陸藩舊記)。

然るに義教の頃には、唐船警固について幕議の凝らされた時、其或者は山名時熙へ伊豫周防の

海賊に向つて唐船歸朝の日の警固を命せられたがよからう、又備後の海賊村上といふものにも同様申付けられたがよいといつて居る。彼等は何れも瀬戸内海、海賊中の領袖であつた。海賊に海賊の警護をさせるといへば、何人も奇異の感をなすであらうが、それには「以夷制夷」との意味も含まれて居たばかりでなく、海賊とはいへども、彼等の間には、一種の節制が行はれて居つて、中にも村上氏の如きは、河野氏等と共に一廉の大名であつたから、最も警護に有効と看做されたものであらう。

彼等海賊は後に我海外貿易家に依つても利用されたやうである。京都及び堺の商人は堺から薩摩に往復するに、堺浦に於て先づ駄別料を海賊に納めて海上往來の警固をして貰ふの例であつたが、天文の末頃、大内氏の時代に、一時村上氏がこれを安藝嚴島で徴收することになつた。此駄別料は詳しくは唐荷駄別役錢といはれたものであつて、もと明の貿易品に對して課せられた。其後商人の苦情に依つて、此駄別料は免除された代りに、多額の禮錢を取られた(大願寺文書)。其後毛利氏の時代には、又嚴島其他の到る處の津々浦々にて是等の貿易の貨物を點檢される爲めに、商人は困惑の餘り、毛利氏に請うて、爾後は日向及び薩摩に往復する唐荷役については、舊例の如く堺浦に於て徴收することとし、村上氏にこれを傳へた(備守文書)。船舶及び貨物の安全を保障さるゝ點からいへば、變則乍ら一種の海上保とも看做すべきものであらう。

併しともすれば其本性を現す無賴の海賊は申すに及ばず、比較的節制あるものであつても、時

としては掠奪の手を出さぬものでもなかつたから、是等はこれを掃蕩して海上の安全を期せねばならなかつた。秀吉は其統一事業の進行につれて、陸上の盜賊ばかりでなく、海賊の如きも亦嚴にこれを取締つた。天正十六年七月八日の朱印の如きがそれである。それに據れば、豫ねて諸國の海賊を堅く停止して置いた彼れは、今度備後と伊豫との間にある伊津喜島で海賊をなすものがあつたと聞いて、更に令を發し、諸國浦々の船頭漁夫は所在の地頭に於てこれを調査し、將來海賊行爲をなすまじき旨の誓紙に連判させ、當該國王から取纏めて進達させることにしたのである。それと共に給人領主に於ても、若し海賊の取締を怠つて海賊をなすもの、出來た場合には、其在所知行を沒收するとの嚴令を發して居る。

天正十五年九州に兵を出した秀吉は親しく基督教徒の横暴を日撃して禁教許商の方針を定め、直に其實行に着手した。天正十六年彼れは長崎を沒收して其直轄地となし、代官として肥前の鍋島飛騨守に預けたが、當時の長崎の捷書には、長崎を御料所即ち直轄地となすことを明らかにし、一定の公物はこれを納むるも、地子はこれを免除し、黒船の貿易は従前の如くこれを許すを以て、地下人として當然に入港せしむるやう盡力せんことを命じて居る。天正十九年七月彼れが葡萄牙の印度副王に答へた書簡にも、伴天連を送つて布教をなすことは拒絶して居るが、貿易はこれを許すの意を述べて、「只有欲修好於此地之心則海上已無盜賊艱難域中幸許商賈往還思之云々」といつて居り、(山中文書)海賊は其跡を絶つたことを揚言して居る。これ貿易の隆盛を期

する止に於ての先決問題である丈に秀吉は徹底的に其取締を嚴にして絶滅の目的を達したものと認めてよからう。

六

併し乍ら外國の商人をして我開港地に落着いて貿易の業を營ませやうとするには、彼等に向つて充分の安心を與へねばならぬ。殊に人情風俗を異にしたものに向つて、直に我國法を適用することは、國情に慣れざる彼等を驅つて危懼の念を懷かせる場合が多からう。秀吉は又此點に於ても深く留意するところがあつたやうである。

秀吉は重なる貿易港はこれを樂市樂座として其市民に絶對の自由を考へた。博多津の如きもそれである。天正十五年六月、秀吉が博多津に與へた定書に據れば、同津に於ては、諸間諸座は一切これを許さず、各商人は任意に商業を營ませ、其間獨占的營業の存在を認めず、且つ彼等の店舗に對する一切の地子諸役を免除してこれを保護し、賣買貸借を無効とする徳政は彼等に向つて損失を蒙らせるものであるから、縦ひ徳政が行はれても、博多津に限つては除外例を設けて適用せぬこととし、同津内にあつては諸給人即ち武士の居住を禁じた。これ武士は其威力を濫用して往々商人を脅し損害を與へることがあつたからである。又同津内では押買狼籍及び附沙汰を禁じて商人の營業の安全を保障し、同津内の出火放火については、當時の刑法が犯人の外一町一村の

住民も亦これに連坐するの規定であつたに拘らず、只犯人の處分に止めて一律に及ばさぬことゝした(權田社文書)。即ち一般の民事刑事に關する法律の或者に向つて、博多津の除外例を認めたまのであつて、何れも皆同津に於ける商人の利益を保護するの精神に出でぬものはなかつた。併し外國人を特に保護する規定といつては未だなかつたが、天正十九年六月、秀吉が肥前の鍋島加賀守及び毛利壹岐守に與へた長崎の掟書には始めてこれに關した條文が現れて居る。當時の商取引には通貨の不統一等種々の不便があつたから、殺伐なる氣象の持主であつた此時代の當事者間には、取引の際、利害の衝突から、喧嘩口論に及ぶは頗る有勝の事であつた。而して國法に於ては喧嘩は兩成敗となつて居つて、双方の當事者が共に極刑に處せられたのであるから、秀吉の先きに博多津に與へた定書にも同様「喧嘩口論於仕者、不及理非双方可成敗事」との一條を設けてこれを防止するに務めて居つたが、此天正十九年の掟書は、第一條に於て、次の如き規定を設けて居る。

一 喧嘩及傷事、双方日本仁者、不立理非、兩方可加成敗、但南蠻船唐船之儀者、異國仁之條、理非遂亂明、十之物五ツくよをゐては、日本人可處罪科事、

其意は喧嘩及傷の當事者が共に日本人であるならば、一般の刑法に據つてこれを處分すべきであるけれども、若しも一方の相手方が南蠻人若しくは唐人であつたならば、これを審理して、若し理非相半ばした場合は、日本人を處罰すべきであるといふに外ならぬ。喧嘩の當事者に向つて審

理を行ふことすら、既に一般刑法の規定に違犯して居ることであるのに、更に審理の結果理非相半ばした場合に、日本人を處分するといふに至つては、頗る重大なる刑法の除外例であると言はなければならぬ。而してこれは全く一方の相手方が異國の仁即ち外國人たるが爲めであつた。秀吉は外國人の爲めに我國法を枉げ、剩へ彼等の利益の爲めに日本人を犠牲に供するを辭せなかつたのである。而して其目的は全く外國商人を歓迎して各其堵に安んせしめ、貿易を盛んならしむるの意に外ならなかつた。

家康は最初禁教の方針を棄て、宣教師を拒まなかつたが、其目的は亦貿易にあつた。其後外國人の中でも葡萄牙西班牙の外に和蘭英吉利の渡來者を加へて、彼等の間に激しい競争の行はれた結果種々の曲折があつて、遂には又秀吉の禁教許商の政策を踏襲することゝなつた。而かも貿易の爲めには日本全國何れの港にも入港しそこに館舎を建て、居留するを許し、治外法權をも認め、諸役を免除したが、後には耶蘇教禁制の必要から、漸次これを制限して、遂に長崎の一港に限り、巨船の製造、海外の貿易を禁ずるに至つて、折角に發展の途上にあつた貿易の大勢は頓挫を來たし、長崎一港のみが、支那和蘭の二外國の貿易に取殘された外は、諸國の港灣は只國內の交通運輸通商に利用さるゝに止まることゝなつた。これ我貿易發達史上正に一時期を劃したものである。